

文部科学省犯罪被害者等関係施策について

平成22年5月20日

文部科学省

1. 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

【保健医療サービス及び福祉サービスの提供(基本法第14条関係)、安全の確保(基本法第15条関係)】

(1) 少年被害者等に対する学校におけるカウンセリング体制の充実

児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する「スクールカウンセラー」や教員OB、警察官OBなどの地域人材を活用して児童が悩みや不安を相談できる相談相手として「子どもと親の相談員」等の配置を支援。平成20年度から、小学校にスクールカウンセラーを配置する予算を措置。平成22年度も予算を拡充し、カウンセリング体制を充実。

(2) 児童虐待の防止、早期発見・早期対応のための体制整備

平成22年3月の通知「学校等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」及び「児童虐待の防止等のための学校、教育委員会の的確な対応について」において、学校等から市町村・児童相談所への定期的な情報提供に関する指針を示し、学校や教育委員会と関係機関との連携強化を促進。

また、児童相談所等の関係機関とのネットワーク構築等に資するよう、教育と福祉の両面に関して専門的な知識・技術を有するスクールソーシャルワーカーの配置を支援。

2. 支援等のための体制整備への取組

【相談及び情報の提供等（基本法第11条関係）】

（1）教育委員会と関係機関等との連携・協力の強化

各種会議や通知において、学校・教育委員会・関係機関等の連携・協力を促進。「生徒指導・進路指導総合推進事業」において、いじめ等問題行動が生じた場合に、外部の専門家や関係機関の協力を得た効果的な対応方法についての調査研究を実施。

（2）相談窓口機能の充実

夜間・休日でも子どもの悩みや不安を受け止めることのできる「24時間いじめ相談ダイヤル（全国統一ダイヤルは0570-0-78310（悩み言おう）」を実施。

（3）犯罪被害者である児童生徒が不登校等、問題を抱えるに至った場合における継続的支援の促進

「生徒指導・進路指導総合推進事業」において、不登校、いじめ、暴力行為、児童虐待、高校中退といった課題に対する効果的な対応方法について調査研究を実施。

3. 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

【国民の理解の増進(基本法第20条関係)】

(1) 学校における命のかけがえなさ等に関する教育の推進

道徳教育を推進するための総合的な施策を実施。「心のノート」を小・中学生に配付。

(2) 小学校における体験活動の推進

体験活動を通して命を大切に作る心や他人を思いやる心、規範意識等の育成を図るため、小学校の実施する、農山漁村での3泊4日以上自然宿泊体験活動を支援し、その取組の普及を図る。

(3) 学校における犯罪被害者等の人権問題も含めた人権教育の推進

「人権教育総合推進地域事業」、「人権教育研究指定校事業」を実施。平成20年3月に「人権教育の指導方法等の在り方について【第3次とりまとめ】」をまとめた。

(4) 学校における犯罪抑止教育の充実

「非行防止教室等プログラム事例集」や「児童生徒の規範意識を育むための教師用指導資料」を作成し、各教育委員会・学校へ配付。

(5) 家庭における命の教育への支援の推進

「家庭教育手帳」を文部科学省ホームページへ掲載するとともに、全国の教育委員会などに電子コンテンツを提供。